

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第8回新道区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

① 令和3年度の地域活動支援事業の採択方針等について

② 令和3年度地域活動支援事業事前説明会について

3 開催日時

令和3年2月2日（火）午後6時30分から午後8時15分まで

4 開催場所

新道地区公民館 多目的ホール

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：秋山 茂、飯塚幸太郎（副会長）、井澤 愛、金井 正、小玉朋子、佐藤三男、杉田榮作、千町健実、高野ゆかり、塚田仁子（副会長）、船崎 聡（会長）、本城敏男、三浦正郎、横山明夫（欠席なし）

・事務局：中部まちづくりセンター：本間センター長、藤井係長、山崎主事

8 発言の内容

【藤井係長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【船崎会長】

- ・会議録の確認者：金井委員

次第2 議題「(1) 協議事項」の「① 令和3年度の地域活動支援事業の採択方針等について」に入る。事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料1、参考資料1～4に基づき説明

【船崎会長】

今の説明に質疑を求める。

(発言なし)

項目ごとに区切って審議を行う。

最初に2ページの審議順①「2 申し合わせ事項」について事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・「2 申し合わせ事項」について説明

【船崎会長】

「2 申し合わせ事項」について1項目ずつ確認し、決定していく。

まず「町内会館の修繕事業」については、平成23年度以降、審査の対象外としている。これについて意見を求める。

(発言なし)

採決する。「町内会館の修繕事業」について、令和2年度と同様とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

採決の結果、「町内会館の修繕事業」については令和2年度と同様とする。

次に「LED街灯(防犯灯)設置事業」については、平成27年度以降、審査の対象外としてきた。これについて意見がなければ、令和2年度同様でよいか。

(よしの声)

次に「ユニフォーム等」について、令和2年度は「審査採択時に提案内容を吟味することとし、募集手続き等に提案の制約などは記載しない。」としていた。これについて意見を求める。

(意見なし)

令和2年度と同様としてよいか。

(よしの声)

次に「単独町内会が行う事業」については、令和2年度は「規程なし」であるが、

参考として、前期委員の意見としては「当初は単独でものちに地域拡大していく事業もある。原則として、単独町内会からの提案は認めないという考え方であるが、財源の状況や事業内容によっては、認めざるを得ないのではないか（審査において判断）」とある。

なお、今年度の「提案及び審査の結果」は資料に記載のあるように、3事業を認めている。これについて意見を求める。

【金井委員】

原則として単独町内会からの提案を認めない理由を教えてください。

【船崎会長】

事務局より説明を求める。

【藤井係長】

過去に、通常であれば町内会費を集めて購入するような備品の購入など、地域活動支援事業の本来の趣旨である「地域の課題解決・活力向上」といったものとはなかなか結び付かないような提案が多くあったと聞いている。そのため単独町内会からの提案については、原則認めないこととしたと聞いている。

【船崎会長】

過去に単独町内会の備品である机・椅子等の購入を抱き合わせて事業提案し、備品購入するということがあったため、そういった提案は認めず、町内会単独で購入できるものは町内会費で購入してもらうこととした。含みとしては設けてあるが、募集要項には記載していない。

他に意見等あるか。

(発言なし)

では「単独町内会が行う事業」についても、令和2年度と同様としてよいか。

【本城委員】

単独町内会からの提案を認めないということについては、外すべきだと思う。町内会から提案されるものでも、地域の活性化につながるということもあるため、「公共性」「発展性」「参加性」を見ながら、話し合いの中で決定していったらどうか。

【船崎会長】

これまでもそのようにして決定してきている。

【本城委員】

以前は、頭から「単独町内会からの提案はだめだ」と聞いていた。そのような話が出てくると、提案は出てこないと思う。ただ、災害対策にしても自主防災組織にしても、基本的には単独町内会のことである。そういったことから考えると、「単独町内会からの提案は認めない」とはしないほうがよいと思う。

【船崎会長】

募集要項にはそのような記載はしていない。

【本城委員】

記載はされていないが、そういった情報が流れていた。少なくとも自分は、以前、町内会からは提案できないと聞いた。そのような状況であるため、そういった原則をなくし、もう一度提案を求めてみてはどうか。

【金井委員】

資料に記載されている内容が町内でも大分周知されていて、広く提案を求めるということを阻害しているように思う。

単独でなければ周りの町内とともに提案するのかということ、どの程度の交流があるのか、どういうコンセプト・つながりを持っているか。それこそコロナ禍で活動ができるのか、できないのか。

そう考えたら、実際にはこの文言は外してもいいのではないかと思います。逆に単独で提案をもらってもいい。それを審査するのがこの場ではないかと思います。

【船崎会長】

他に意見等あるか。

(発言なし)

採決する。「単独町内会が行う事業」については、審査の中で判断することとして、項目からは削除することに賛成の委員は挙手願う。

(13人挙手)

この項目については削除することとする。

次に「その他」である。新たに付け加えたい項目等ある委員の発言を求める。

(発言なし)

以上で、審議順①「2 申し合わせ事項」を終了する。

次に4ページの審議順②「(2) 審査方法」について、事務局より説明を求める。

【藤井係長】

・「(2) 審査方法」の【審査の手順】について説明

【船崎会長】

「(2) 審査方法」の「I 基本審査判定」の【審査の手順】について確認のうえ決定していく。

資料の4ページを確認してほしい。「審議結果」の欄に①②③と3つの案が記載されている。これについて意見を求める。

(発言なし)

意見はないか。①②③のほかに意見があれば発言いただければと思う。

(発言なし)

では【審査の手順】について、令和2年度と同様とすることに賛成の委員は挙手願う。

(9人挙手)

令和2年度と同様で決定する。

次に【I・IIの判定を行う場合の基準】について、資料記載の内容に沿って確認していく。

「I 基本審査判定」について令和2年度は、審査する委員の3分の2以上が本事業の趣旨に「適合しない」とした場合は「不採択」、「II 採択方針との適合判定」については、審査する委員の4分の3以上が「適合しない」とした場合は「評価の低い事業」としている。これについて意見を求める。

(発言なし)

以前に「見直しを行ったほうがよい」との意見もあった。これまでは基本審査判定で3分の2以上の委員が不適合とした事業については不採択としてきている。これをもう少し厳しくしたほうがよいとの意見もあった。

過去からの例としては、「I 基本審査判定」で3分の2以上の不適合を不採択とした場合、ほとんどの事業が採択されることになる。そうなると、当然、「II 採択方針の適合性判定」もほとんど採択となるため、IとIIの判定を行う意味がないとの意見もあった。

これについて意見等あるか。

(発言なし)

採決する。「I・IIの判定を行う場合の基準」について、令和2年度と同様とするこ

とに賛成の委員は挙手願う。

(11 人挙手)

賛成多数のため、令和 2 年度と同様とする。

次に「(2) 審査方法」の【配点】について事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・【配点】について説明

【船崎会長】

【配点】について令和 2 年度は、5 項目各 5 点としていた。これについて意見を求める。

(発言なし)

採決する。【配点】について、令和 2 年度と同様とすることに賛成の委員は挙手願う。

(13 人挙手)

全員賛成のため、令和 2 年度と同様とする。

次に【採点結果による「評価の低い事業」の基準】について事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・【採点結果による「評価の低い事業」の基準】について説明

【船崎会長】

【採点結果による「評価の低い事業」の基準】について意見を求める。

(発言なし)

採決する。【採点結果による「評価の低い事業」の基準】について、令和 2 年度と同様とすることに賛成の委員は挙手願う。

(13 人挙手)

全員賛成のため、令和 2 年度と同様とする。

次に【順位付け】について事務局より説明を求める。

【藤井係長】

- ・【順位付け】について説明

【船崎会長】

【順位付け】について意見を求める。

【千町委員】

今年度の審査の振り返りを行った際に、順位や位置づけに対して若干の反対意見を申し述べた。

「評価の低い事業」について、資料には「令和2年度と同様（協議会で採否を協議）」とある。いくら評価が低い事業でも、最終的には「多数決の原理」で過半数の賛成があれば、それは採択されるという結論だったと思う。資料中には、「次のとおり見直す」や「不採択」との記載もあるが、この辺の考えについて、事務局に検討していただきたい。

【船崎会長】

事務局に説明を求めているのか。

【千町委員】

以前の会議で、「評価の低い事業」の取扱いについて、最終的に採決して多数であれば、いくら評価が低くても採択されることについて、疑義を申し述べたと思う。そういう考えが、この資料の「次のとおり見直す」の項目につながっていると個人的には考えているのだが、ここでまた多数決により「令和2年度と同様（協議会で採否を協議）」に決まってしまうと、その疑義は反映されなくなってしまうので、事前に事務局の見解を聞いたものである。

【藤井係長】

「評価の低い事業」となったものについて、地域協議会の協議で採否を決めることについて協議いただいているところである。その場合において、少数の反対意見が多数決の原理に飲み込まれてしまうのではないかとの話である。

多数決の原理によって、少数の意見は反映できないということも1つの考え方だとは思いますが、例えば一定の基準に該当するもの、ここまでの審議を振り返れば、採択方針の適合性判定で4分の3以上の委員が「適合しない」とした場合にどうするか、同様に、平均点で2点未満の項目が1つでもあった場合にどうするのか。その取扱いについて、地域協議会としてあらかじめ「不採択」を選択するのであれば、次年度はそうのように進めたいと思う。

また、意見によっては、賛成とした委員も少なからずいるため、不採択ではなく一部補助してはどうかということも、考え方としてはあると思う。

委員の意見に合わせて変更したいと思っている。その意見が「現状と同様」ということであれば、採否について地域協議会で協議することになる。

【船崎会長】

採決する。【順位付け】について、令和2年度と同様とすることに賛成の委員は挙手願う。

(11人挙手)

【順位付け】は令和2年度と同様とする。

次に【Ⅱ及びⅢによる「評価の低い事業」の取扱い】について、先ほど千町委員より意見もあったが、他に意見を求める。

(発言なし)

採決してよいか。

【本城委員】

本年度と同様の場合は「協議会で採否を協議」となっているが、先ほどの千町委員の発言にもあったように、多数決で決定してしまうと各委員が評価した理由に関係なく採否が決定してしまう。協議することで救済できる部分があるのであれば、そのようなかたちのほうがよいと思う。すぐに多数決で決定するのではなく、少しでも話し合いの場を持って、補助率を変えるとか何らかの方法も必要ではないか。頭ごなしに「多数決で決定したため不採択」ということではなく、提案した側も地域のことを考えて提案しているわけであるため、全額補助ということではなくて、協議したうえで減額して補助するというような方法も必要ではないか。

【船崎会長】

そういうことになれば、私が思うに、申請された事業はすべて採択し、補助率を下げていくということも可能になる。

【本城委員】

協議ということである以上は、それも一つではないかと思う。

【千町委員】

自分が言わんとしたことは今の意見とは違うのだが、「評価の低い事業」について、協議してすべての事業を採択するのではなく、不採択でもよいのではないかということを書いたかった。今年度の審査で、採点の結果低い点数も出ているわけだが、そういった中でも多数決で採択になるのは、おかしいのではないのか。ボーダーラインを設けて採否を決めるべきではないかということが、今年度の審査を通しての私の見解である。

【船崎会長】

千町委員の意見としては、評価があまりにも低ければ不採択とする。本城委員の意見では、評価が低くてもそれなりに補助率を加味し、できるだけすべてを補助するということであり、意見が分かれた。

【本城委員】

すべてということではない。資料の中で昨年度と同様とする場合は、「協議会で採否を協議」との文言であるため、そういったことも必要ではないかということである。ただ千町委員の発言にあったように、多数決で決めてしまうのではなく、協議の中でどのようにしたらよいか考えることもある程度必要ではないかと思う。

【船崎会長】

だめなものはだめということではいか。

【本城委員】

協議の中で意見が出る。その意見の中で「多数決とするのか」「協議をして決定するのか」を話し合うことも必要ではないのかということである。

【船崎会長】

資料記載の「次のとおり見直す」の中の「補助率を変える」とのかたちになるか。

【本城委員】

その選択肢を残してもらいたいと思っている。

【秋山委員】

採点の結果について、2点未満は「評価の低い事業」となるが、今までは、基本的には不採択ということでやってきた。一応、2点未満のものは不採択とすることとして、協議については、提案者に対してどういった理由で不採択となったのかを説明するためのものとして実施する。私としては、2点未満は「評価の低い事業」として自動的に不採択としたほうがよいと考えている。

【千町委員】

私もそう思う。

【船崎会長】

私から言わせれば、「評価の低い事業」を不採択とすることはよいが、基本的にはその事業の提案者がどうしても必要だというものについては、自動的に不採択ではなくて、本城委員の言うように、「少し評価が低いけど補助率を変更して採択したい」という

事業があれば、そのような対応も考える。今までは秋山委員が言うように、評価があまりにも低ければ即不採択ということだったが。他に意見はあるか。

【金井委員】

採択する事業の点数が低いということについて、提案者の意見は、地域協議会委員が提案書を見て審査し、判断するという流れであるが、「もうちょっとこういう風にしたらよいのに」とか、「この意見は光っているけれど、もうちょっと何とかならないか」という事業があつて、地域協議会委員のほうから、それを助言というか指導して採択する。そういうやり方があつてもよいのではないかと思う。「もう少しこうしたらよいのではないか」という話は、提案者より我々のほうが意見を出せるのではないかと思う。補助率を変えるというテクニックよりは、そちらのほうが現実味があるのではないかと思う。

【佐藤委員】

確認である。「評価の低い事業」の取扱いの基準はあるのか。

基本審査で3分の2以上の委員が不適合としたら不採択、採択方針について4分の3以上の委員が不適合としたら「評価の低い事業」ということであるが、「評価が低い事業」であつて採択された事業は、どういった基準で採択されたのか。

【船崎会長】

今までは、補助希望額が配分額に収まっていれば別だが、配分額をオーバーした時には「評価の低い事業」は自動的に不採択になってきたということである。

【佐藤委員】

配分額をオーバーした場合に、「評価の低い事業」を委員で協議して不採択とするというようなやり方であつたということか。

【船崎会長】

そうである。

それを今の意見では、補助率を変えて、できるだけ多くの事業を採択したいというような意見だと思う。

ほかに意見はあるか。

(発言なし)

採決する。**【Ⅱ及びⅢによる「評価の低い事業」の取扱い】**について、令和2年度と同様とすることに賛成の委員は挙手願う。

【千町委員】

先ほどから発言しているように、地域協議会で採否を協議する際の協議の仕方について、発言してきた内容が反映されるのであれば、令和2年度と同様でよい。

【佐藤委員】

いずれにしても、減額して採択するのか、全額で採択するのか協議で決めていくのだから、私は令和2年度と同様でよいと思う。

【船崎会長】

今までは、配分額の範囲内であれば、どれほど評価が低くても採択してきた。配分額を超えた時が一番大変で、評価が低くても本当に減額してよいか分からない事業もあった。

【佐藤委員】

それではおかしい。

【船崎会長】

先ほどの議論では、配分額を超えた場合にただちに不採択とするのではなく、補助率を変更してできるだけ多くの事業を採択するとの意見もあった。

【千町委員】

本年度の審査結果を見てもそうであるが、点数が低い、評価が低い事業について、何が何でも採択するというのであれば、何のためにこの審査基準があるか。そうであれば、地域協議会委員全員で話し合っ、点数が低いような事業でも、訳の分からない評価点数を付けず、みんなの意見を聞いて話し合えばよいと昨年発言した。

【船崎委員】

千町委員の言うことも理解できる。採点の結果、評価が低い事業を採択した例もある。

佐藤委員が言う「不採択の基準はどこにあるのか」ということについては、配分額をオーバーした場合には、評価が低い順から不採択にしていくということである。

本城委員が言っているのは、補助率を設けてできるだけ多くを採択したほうがいいのかということ。

例年どおりであれば、配分額の範囲内であればすべての提案が採択され、配分額をオーバーした場合には、低い方から不採択としていく。

【横山委員】

予算内であればすべて補助希望がかなえられる可能性はあるということか。

【船崎会長】

可能性はある。基本審査判定で不適合となり、ただちに不採択ということでなければ、採択される可能性はある。

【千町委員】

以前も発言したが、各町内で提案を出し合って各町内に分配すれば、すべての町内がいい方向になるのではないか。

【横山委員】

希望が叶うのは理想ではある。

【千町委員】

点数が低くてもよいのであれば、そういうやり方もあるということである。

【船崎会長】

議論をまとめる。

「評価が低い事業」については、今までどおりだと、配分額以内の提案はすべて採択されてきたが、来年度は、あまりにも評価が低い事業は不採択とする。それでよいと考える委員は挙手願う。

(13 人挙手)

あまりに評価が低い場合は不採択とする。それ以外については、令和 2 年度と同様で、協議のうえ採否を決定していく。なお、今までどおりとしても、これまで提案されたものすべての事業費を補助するのではなく、減額した実績もある。

「評価が低い事業」の取扱いについては、令和 2 年度と同様とするが、あまりにも評価が低い事業は配分額の範囲内でも不採択とする。このようにしてよいか。

(よしの声)

そのように決定する。

次に、【V その他】である。事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・【V その他】について説明

【船崎会長】

これまでは、委員が事業提案者になった場合は、当該事業のみ採点をしないということであったが、これについて意見があれば挙手願う。

【千町委員】

資料記載のとおり、委員が提案団体の構成員である場合は審査を除外されないということでよいか。

【船崎会長】

そのとおり。

なお、事業提案者である委員が審査を除外される場合、当該委員が採点しないため合計点数は低くなる。

【藤井係長】

事務局から補足する。

今ほどの委員が採点を行わない場合は、合計点数は減るが、平均点を算出する際のも分母も減じるため、不利な取扱いとはならないと考えている。

【船崎会長】

平均点で比較するため問題ないが、点数だけ見ると下がる。

ほかに意見はあるか。

【金井委員】

今までこのようなケースはあったか。

【船崎会長】

過去にはあった。

これについて、令和2年度と同様でよいという委員は挙手願う。

(13人挙手)

【V その他】について、令和2年度と同様とする。

続いて、審議順③「1 基本的事項」について事務局より説明を求める。

【藤井係長】

・「1 基本的事項」について説明

【船崎会長】

「1 基本的事項」について、1項目ずつ意見を伺う。

最初に「採択方針」について意見のある委員は挙手のうえ発言願う。

(異議なしの声あり)

それでは、「採択方針」は令和2年度と同様ということによいか。

(よしの声)

続いて、「補助率」について、見直すべきという意見があれば、挙手のうえ発言願う。

(発言なし)

これも、令和2年度と同様でよいか。

(よしの声)

「補助率」についても令和2年度と同様とする。

続いて、「補助金の限度額」についてはどうか。

(異議なしの声あり)

それでは、令和2年度と同様とする。

続いて、「ヒアリング等（疑問点の解消方法）」である。昨年は、新型コロナウイルス感染症への対応のため別の取扱いとしたが、基本的には、すべての事業を対象にヒアリングを実施するということである。このことについて、見直すべきとの意見がある委員は挙手のうえ発言願う。

(異議なしの声あり)

審査の振り返りの欄で、「担当者を決めて質問を行うこととしてはどうか」との意見があったが、これについてはどうか。

【千町委員】

今年度の審査で、提案に対していろいろな意見を出し合う中で、いい面もあれば悪い面もあったが、提案者は知っている人であり、質問がなかなか難しいということもあるので、担当者を決めて質問を行うことも確かに一つの方法だとも思う。

【金井委員】

担当者は不要ではないか。誰が質問してもよいと思う。提案者が質問に納得できれば恨みも何もないと思う。

【船崎会長】

地域協議会委員にもいろいろな考えがあるため、個々に質問したほうがよいと思う。それでは、この件も令和2年度と同様としてよいか。

(よしの声)

「ヒアリング等（疑問点の解消方法）」については、令和2年度と同様とする。

続いて、「共通審査基準の項目と配点」については、先ほども確認したが、令和2年度と同様としてよいか。

(よしの声)

「共通審査基準の項目と配点」については、令和2年度と同様とする。

続いて、審議順④「3 募集」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

・「3 募集」について説明

【船崎会長】

1項目ずつ意見を伺い決定していく。

まず「提案書受付期間」について、以前の会議で、受付期間が短いのではないかとの意見もあったが、見直すべきとの意見があれば発言願う。

【千町委員】

昨年ではなく過去はどうであったか。

【船崎会長】

過去も同程度であった。

【千町委員】

そうであれば、同様でよいのではないか。

【船崎会長】

資料のとおりとしてよいか。

(よしの声)

では、資料記載のとおりとする。

続いて、「追加募集」について、昨年度までは追加募集は実施しないということであったが、昨年度については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、追加募集を実施した。

【横山委員】

例年どおりに戻してはどうか。

【船崎会長】

今ほどの意見は、配分残額が生じた場合でも追加募集を実施せず、返納するとのことである。

採決する。例年どおり、追加募集を実施しないことについて、賛成の委員は挙手願う。

(13人挙手)

では、追加募集は実施しないこととする。

その他について、以前の会議で「どのように提案を働きかけるのか。機会があるごとに町内会長に声掛けを行ったほうがよいのではないか。」との意見があったが、地域協議会だより、または、地域活動支援事業事前説明会があり、これらによって町内会長に呼びかけを行うため、これでよいのではないかと考える。

以上で、「3 募集」について終了する。

次に、審議順⑤「4-(1) 審査の流れ」について、事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・「4-(1) 審査の流れ」について説明

【船崎会長】

資料のとおりとしてよいか。見直しについて意見があれば発言願う。

(異議なしの声あり)

では、「4-(1) 審査の流れ」については例年どおりとする。

以上で、次第 2 議題「(1) 協議事項」の「① 令和 3 年度の地域活動支援事業の採択方針等について」を終了する。

続いて、次第 2 議題「(1) 協議事項」の「② 令和 3 年度地域活動支援事業事前説明会について」事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・資料 2 に基づき説明

【船崎会長】

事前説明会について、今までは地域協議会委員は正副会長のみ出席としていたが、説明を聞きたい委員は希望があれば参加していただきたい。このようなかたちで実施することとしてよいか。

(よしの声)

次に、次第 2 議題「(2) その他」について、本日の議題に関して委員や事務局から何かあれば発言願う。

【秋山委員】

事務局にお願いである。

4 年前に新道区地域協議会の運営に当たり研修会を実施し、会議が上手く進行するように、地域協議会として「アイコトバ」を作った。これを、今期の委員も共通認識として知っていただいてもよいのではないかと思うため、次第にアイコトバを入れて

いただきたい。

アイコトバは 3 つあり「発言は、簡潔に話そう！」「発言しやすい雰囲気をつくろう！」「個人の意見を平等に扱おう！」ということで、前期の委員の中で決めたことであるが、これを記載してほしいと思う。

【船崎会長】

事務局に確認する。記載することでよいか。

【藤井係長】

委員の皆さんがよければ記載する。

【船崎会長】

記載をお願いする。

そのほか、発言はあるか。

(発言なし)

以上で、次第 2 議題「(2) その他」を終了する。

最後に次第「3 その他」の「(1) 次回開催日の確認等」について事務局に説明を求める。

【藤井係長】

- ・ 次回の地域協議会の説明

【船崎会長】

— 日程調整 —

- ・ 次回の協議会：4月14日(水)または4月16日(金) ※別途委員の都合を確認し決定
午後6時30分から 新道地区公民館 多目的ホール

- ・ 内容：新年度のスケジュールについて

自主的審議について

最後に何か発言はあるか。

(発言なし)

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-1690

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。